

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 27 日現在

機関番号：30106

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2014

課題番号：25590137

研究課題名(和文) 障害者の自立生活と社会参加に果たす身体障害者補助犬の役割と普及・育成に関する研究

研究課題名(英文) Study of the role of the guide dog for the independent living and social participation of the blind people and the study of the prevalence and training of the guide dog

研究代表者

横山 穰 (YOKOYAMA, YUZURU)

北星学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：20244676

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：第一に、視覚障害者が自立生活と社会参加を実現するうえで、盲導犬の果たす役割は大きく、意義深いことが明らかとなった。ユーザーの行動の自由が保証され、行動半径も広がるなど、他者と交わりながらより自立した生活を送ることが可能となった。第二に、盲導犬の普及と育成上の課題については、盲導犬に対する社会認知がまだ十分とはいえないものの、盲導犬に対する理解と関心は徐々に高まっていること、また盲導犬の育成にあたっては財政的な支援が不可欠であることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：The function and the role of the guide dog is extremely important for the independent living and the social participation of the blind people. The guide dog plays various kind of role in their daily living. As a result, they have freedom in their daily life for setting up their schedule without making a trouble to others. And utilizing the guide dog, they can make a new friend and contact people without any difficulty. The present agenda for the training the guide dog is to obtain the funds. Both the central and the local government should make an every effort to increase the support of the guide dog association more than now.

研究分野：社会福祉

キーワード：盲導犬 盲導犬ユーザー 自立生活 社会参加 盲導犬普及 盲導犬育成

1. 研究開始当初の背景

障害者の自立生活と社会参加における補助犬の果たす役割に関する学術研究が皆無であったことが背景である。また、2002年に身体障害者補助犬法が制定されたことにより、身体障害者にとって補助犬が重要な役割を果たしていることが、社会的に認知されることになった。

さらには、都道府県単位で、補助犬の同伴に関する相談窓口が設置され、必要に応じて行政機関が助言や指導を行うことが義務付けられ、補助犬に関する啓蒙や啓発が求められることになった。

しかしながら、法的に整備され、行政機関の対応が見直されたものの、身体障害者と補助犬を取り巻く社会環境が改善されたとは言いがたい。いまだに、補助犬同伴のゆえに入店拒否を体験したり、補助犬に対する無理解や差別と思われる言動に出くわしたりするなど、問題点や課題は多い。

補助犬を同行する際の公共施設・機関へのアクセスが保障されることは重要であり、民間の施設であっても、補助犬法に定められているように、立ち入りや利用が拒否されることのないよう十分な配慮が今後とも必要となる。

本研究の背景には、補助犬の育成事業がひとえに民間事業者の手に委ねられており、経営面において公的な財政支援が十分になされていない現状がある。今後、年を増すごとに地域で暮らす障害者が、補助犬を生活のパートナーとして必要とし、活用するケースが増加することが見込まれる。しかしながら、補助犬の頭数は慢性的に不足し、毎年新たに補助犬に登録される頭数も限られているのである。したがって、盲導犬に育成にあたって公的な資金の助成は、盲導犬の普及のうえで極めて重要といえる。

2. 研究の目的

本研究の第1の目的は、障害者のなかでもとりわけ視覚に障害を有する人々の自立生活と社会参加に果たす身体障害者補助犬(とりわけ盲導犬)の果たす役割について明らかにすることである。具体的には、補助犬の使用によって、障害者の生活がどのように変化したのか、特に自立生活と社会参加の観点から、補助犬の有用性について明らかにすることである。

第2の目的は、補助犬の有意義性に対する社会認識を高め、今後とも補助犬の普及を促進する上で、いかに補助犬を育成していく必要があるかについて明らかにすることである。補助犬の普及のためには、社会啓蒙や社会啓蒙活動のあり方について明らかにし、なおかつ補助犬の育成のために、育成にあっている民間事業者に対してどのような財政的な措置や支援等が必要とされるかを明らかにすることである。

3. 研究の方法

本研究は、質的調査研究法によりインタビュー形式の面接調査を実施した。調査期間は、2014年1月から同年11月にかけて、全国にある合計8箇所の盲導犬協会(北海道盲導犬協会=札幌市、日本盲導犬協会=横浜市、東日本盲導犬協会=宇都宮市、関西盲導犬協会=京都府亀岡市、兵庫盲導犬協会=神戸市、日本ライトハウス=大阪府千早赤坂村、中部盲導犬協会=名古屋市、九州盲導犬協会=福岡県糸島市)を訪問し、合計21名の盲導犬訓練士ないしは歩行指導員に対してインタビュー調査を実施した。質問項目としては、(1)視覚障害者の自立生活と社会参加の促進において盲導犬の果たす役割、(2)盲導犬の普及と育成に関する現状と課題、(3)盲導犬の育成事業の実態と今後の課題、である。

さらには、盲導犬協会を通しての紹介により、合計22名の盲導犬ユーザーに対して、盲導犬協会はじめ、ユーザーの自宅や職場、あるいはユーザーが来所可能な喫茶店等においてインタビュー調査を実施した。ユーザーに対しては、(1)視覚障害者の自立生活と社会参加やQOLにおいて果たす役割、(2)盲導犬を使用するなかで、日頃感じていること、思うこと、気づくこと等々、である。

4. 研究成果

盲導犬のユーザー及び盲導犬協会の職員(訓練士・歩行指導員)に対するインタビュー調査から明らかになったことを、以下に列挙することとする。(1)の視覚障害者の自立生活と社会参加の促進において盲導犬の果たす役割については、大いに自立生活と社会参加に役立っていることが明らかになった。

具体的には、盲導犬の存在が、ユーザーにとって、日常生活を送るうえで、希望と勇気と自信を与えていることや、盲導犬の使用によって、人生に対して肯定的かつ前向きになれる、人生に張りを与えている点が挙げられる。

例えば、他人に頼ったり気兼ねをしたりすることもなく自由に外出ができ、人生が楽しくなる、白杖に頼らず歩くことで速度も早くなり、散歩がより快適となる、買い物をするのでガイドヘルパーに頼ることなく、自由さと便利さを感じる、家族の介護負担が軽減されるとともに、配偶者が外に働きに出ることが可能となり、家族収入が増える、ボランティアとの関わりが増えたり、盲導犬を媒介にして他者とのコミュニケーションの機会が増える、地域社会における近隣との交わりの機会が増え、孤立感や孤独感が軽減もしくは解消される、家庭内ストレスが軽減されることで、夫婦喧嘩の機会も減り、夫婦仲が良くなる、同期の訓練生と仲間関係となり、訓練期間終了後も交流関係が続くとともに、定期的に接する機会が増える、等々である。

また盲導犬の存在により、ユーザーは日常生活において、盲導犬の世話や健康管理（水や食事の提供、散歩による運動、排泄、体洗い、耳掃除、ブラッシング等）のために、規則正しい生活を送ることが求められる結果として、心身両面において、健康的な生活を送るべく気をつけるようになったことが挙げられる。さらには、盲導犬がいつもそばにいてくれることから得られる安心感や癒し感により、精神面での安定が図られていることも明らかとなった。盲導犬はユーザーにとって、日常生活を送るにあたって、欠くべからざるパートナー（伴侶）であり、家族同様の存在と言っても過言ではない。

よって、特に長年にわたって、生活上の苦楽を共にした盲導犬の高齢化、病気、死と直面することはもとより、盲導犬の使用期間の上限年数（一般的には8年間から10年間とされる）の到達による離別は、ユーザーにとっては、辛く悲しい出来事であり、こうした喪失体験を乗り越えるためにも悲嘆作業（グリーフワーク）への取り組みを、盲導犬訓練士や歩行指導員等による支援を受けながら進めていくことが重要である。そして、代替わりとなる次の盲導犬探しとのマッチング作業を進めることも大切である。

ユーザーのなかには、子育てや家事（料理、洗濯、掃除、買い物）を行いながら、時には友人と外で会って楽しい会話をしているケース、ユーザーたちの定期的な集いや行事に参加しているケース、盲導犬協会に正規職員として勤務しているケース、自宅で鍼やあんまを個人開業しているケース等々、盲導犬のサポートを得ながら自立生活と社会参加を果たしているケースが多く見られた。

盲導犬が存在することで、ユーザーが家にひきこもって、全面的に他者に依存した日常生活を送ることを許さず、嫌がうえでも、家から一歩でも外に出ることで、一般社会との接点を見出し、他者との交わりを可能にしたといえる。またユーザーが盲導犬を使用していることで、世話をする必要性が生じたり、ユーザーの通院や通勤のために公共交通機関を利用したり、買い物等で商店を利用したりする機会が生まれ、他者との会話や交わりの機会が生まれたといえる。

ところで、盲導犬の使用によりユーザーは、思わぬ形で様々な社会的困難と遭遇し、直面することとなる。具体的な例としては、盲導犬の同伴が、散歩や買い物等を目的として外出する時に、地域で目立ってしまい、盲導犬はもとより、犬それ自体に対して好意的でない人から、偏見や誤解を招いてしまう、散歩時における盲導犬の同伴という限定された使用に対しては、社会的に生産性のない価値のないものと見なす人がいる、炎天下や猛暑の日に、盲導犬を同伴して外出することは動物の虐待にあたる行為と見なす人がいる、盲導犬を不衛生な生き物（汚れた足や抜け毛等）であると見なされ、飲食店やス

ーパー、コンビニエンス・ストアへの入店拒否、バスやタクシーへの乗車拒否に出くわすことがある、急に近寄ってきて、ユーザーに対して事前に許可を得ることなしに、勝手に無断で盲導犬の体を触る（頭をなでる、背中・お尻・尻尾に触る）など、ユーザーに同伴している盲導犬は、仕事中等であることを理解できないか、あるいは理解すらしようとしない人がいる、ユーザーに無断で、勝手に盲導犬やユーザーの顔や姿形などをスマートフォンや携帯電話で隠し撮りをしたうえで、写真や動画にしてインターネット上に勝手に無断で流す人がいる、散歩中に盲導犬の排泄物の処理に失敗し、その場面を見つけた通行人から、不衛生であるとして、叱責されたり、きつく注意されたりすることがある、

歩道を盲導犬と通行中に、正面から来た通行人が避けようともせず、盲導犬やユーザーと体がぶつかっても、なんの謝りの言葉もなく黙って通り過ぎたり、あるいは気をつけると言わんばかりに、叱責されたりすることがある、病院で、職員から付き添いの人はいないのでかと聞かれたり、入院患者のお見舞いの際に、盲導犬同伴であることから拒否されたりすることがある、盲導犬を使用していることで、社会的に孤立していると思われ、甘く優しい言葉をかけられては詐欺の被害にあたり、名前などの個人情報勝手に引き出されたりするなど、盲導犬のユーザーを悪用しようとする人がいる。

以上のことから、盲導犬とユーザーに対する無理解や無関心をはじめ、偏見や先入観の根底や背景には、一般社会における障害者差別が多様なりとも関係しているといわざるをえない状況がある。また、視覚障害者はもとより盲導犬との接し方に慣れていないことから、突然、盲導犬やユーザーと出くわすことによる戸惑いや不安、さらには抵抗感や拒否感が強く働くことで、盲導犬とユーザーに対して攻撃的な姿勢や態度（非難や叱責、激怒のあまり罵声を浴びせるなど）をとるなど、ユーザーにとってはショック体験とでもいべき厳しい場面に直面させられ、ユーザー自身の心が深く傷つき、場合によっては、盲導犬を同伴して外出する自信を失ったり、恐怖感を抱いたりすることにつながりかねないといえる。

（2）の盲導犬の育成に関していえば、盲導犬の年間通しての育成頭数が、様々な条件（盲導犬の育成と訓練に要する物理的費用および人件費、盲導犬の訓練期間、盲導犬としての適性判定、盲導犬訓練士や歩行指導員の養成と確保、盲導犬とユーザーとのマッチング、ユーザーに対する訓練や指導、パピーウォーカー等の確保等）により限られていることからして、必要とするすべてのユーザーに対して盲導犬を提供することは難しい状況にある。なかでも、盲導犬を育成するにあたってかかる費用（1頭あたり約500万円）

をいかに恒常的に確保するかは、重要な課題となっている。

都道府県からの助成金の支給額は、地方自治体によって異なり、頭数制限のもと一定程度の助成は受けられるものの、盲導犬の育成にかかる全体費用の一部に過ぎず、どの盲導犬協会においても自己資金に頼るほかはないのが現状である。厳しい財政状態のもと、盲導犬の育成にかかる費用をいかに捻出するかが課題となっている。募金活動やバザー活動による収益金や、遺産金の寄付の申し入れがあった場合でも、盲導犬協会が公益法人の場合、収益事業が制限されたり、寄付金であっても、会計収入とするには制限が課せられたりするなど、様々な制約に直面することとなる。ついては、臨時収入に頼ることなく、恒常的な運営資金や財源の確保が必要とされる。

とりわけ、訓練士や歩行指導員等の盲導犬の育成に直接関わる職員の養成や安定的確保のためにも、給与や労働時間や労働時間帯等、労働条件の向上が求められる。とりわけ就学前の子どもを持つ女性職員の場合、安心して子育てをしながら就労できる労働環境の整備や、男性職員の場合であっても家庭を持ち子育てができる給与や労働条件の保障が求められる。

また、盲導犬の育成に関しては、繁殖と訓練が大きな課題となる。盲導犬の質を担保し、良質な盲導犬を育てていく上で、繁殖技術を向上させ、盲導犬として適性とされる質のよい優良犬を繁殖させることが必要となる。そのためには、国際的な協力が必要であり、盲導犬育成の先進国である韓国を含むアジア圏諸国はじめ、イギリスやアメリカを含む欧米圏諸国との間で繁殖ネットワーク作りが重要となる。もちろん日本国内においても、盲導犬協会間で繁殖のための協力関係を築くことが重要となっている。

盲導犬の普及に関していえば、盲導犬の存在や盲導犬の果たす役割に関して、一般社会における認知度や理解を高めるためにも、啓発活動や啓蒙活動を、今後とも積極的に展開していく必要がある。テレビや新聞はじめ、最近ではインターネットのホームページ上に盲導犬に関する紹介や情報提供はじめ、様々なPRなど、ITを活用して、盲導犬に対する社会的認知度を高める取り組みがなされている。

また、どの盲導犬協会においても、年に数回、定期的にオープンハウスや見学会を開催し、盲導犬の普及・啓発活動を実施している。また、多くの盲導犬協会や育成施設が都心から離れた場所に位置していることから、PRを都心部において展開（コンサート会場や街頭でのPR活動）したり、ボランティアを受け入れたり、年間行事を通じて、地域住民との交流を恒常的に図るなどの工夫をしている。

またある盲導犬協会では、近隣や地域の小学校や中学校に対して盲導犬（PR犬と呼ばれ

る）を連れての訪問活動を通して、子どもの頃から盲導犬に慣れ親しみ、盲導犬の役割について知り、よりよく理解してもらう取り組みを積極的に行っている。

こうした、地道であれ盲導犬に関する啓発・啓蒙活動を展開していくためには、それに関わるマンパワーの確保が重要であるものの、盲導犬の育成に関わる訓練士や歩行指導員のさらなる業務負担となっている状況は否めない。よって、啓発・啓蒙活動はじめPR活動を展開する人材の確保のために必要とされる財源の確保が重要となる。盲導犬協会によっては、多種多様なグッズやカレンダー、クッキー等の販売を通して、PR活動を行っているところもあり、一般市民が盲導犬に対して親しみを感じる機会や場を確保していくことが必要となる。

盲導犬の育成と普及にあたって、今後の課題とすることを以下にまとめると、盲導犬のユーザーが高齢社会の進展と同時に、ユーザーの高齢化も進んでいる状況にある。したがって、高齢者のニーズに合わせた盲導犬の育成と普及が益々重要となる。もちろん、盲導犬について若い世代に対して啓発活動することも重要である。

昨今、ガイドヘルパー制度の普及とともに、視覚障害者のなかでも、とりわけ中途失明者の場合、ガイドヘルパーの利用が多くなっている。ガイドヘルパーの場合、通常1週間前までに利用のために事前予約が必要となる。当然のことながら、ガイドヘルパーは盲導犬とは違って人間であることから、コミュニケーションに不自由がない点で、ユーザーはより安心して利用できるメリットがある。しかしながら、利用時間や時間帯、利用回数、利用の際の事前申し込みの必要等、様々な制約があり、盲導犬と比較して、必ずしも便利な存在とはいえない。また、盲導犬が身体障害者補助犬法の制定により、法的にも認知され、視覚障害者の自立生活と社会参加を促進させる契機となったことを鑑みれば、盲導犬の活用が今後とも一般社会に広がることが期待される。

ガイドヘルパーの普及は、盲導犬の存在価値を低めたり否定したりするものではないものの、とりわけ中途失明の視覚障害者にとって、盲導犬を積極的に活用しようとする動機づけに、少なからずとも影響を与えていると思われる。

過去に盲導犬を題材にしたTVドラマや映画が制作され、盲導犬の果たす役割や社会貢献について社会的認知度が高まり、盲導犬に対する好感度も増したといえる。しかしながら、マスコミが盲導犬についてあまり取り上げなくなるとともに、補助犬法の存在すら知らないという人が増えているのも事実である。盲導犬を同伴した場合、すでに指摘したように様々な不当な処遇や差別に出くわすなど、盲導犬を使用する視覚障害者を取り巻く社会環境が補助犬法の制定によって、格段

と向上し改善されたとは言いがたいのが現実である。

盲導犬の普及と育成にあたっては、国や都道府県および市町村レベルの公的な機関や施設を通して、盲導犬に関する情報提供やPRを積極的に展開することが求められる。他方、民間レベルにおいても、盲導犬協会ははじめ視覚障害者の当事者団体が中心となって、学校等の公教育の場や、地域における社会教育の場において、こどもたちや大人である一般市民に対して啓発・啓蒙活動を今後とも継続して、粘り強く展開していく必要があると考える。

繰り返すまでもなく、盲導犬は視覚障害者にとって自立生活と社会参加を可能にすると同時に促進させると同時に、QOLの向上に寄与するものである。さらには、ユーザーの生きがいや生きる喜びをもたらす掛け替えのないパートナーであり、かつ家族の一員であることを強調しておきたい。

また、長年にわたり視覚障害者の福祉に多大な貢献をし、盲導犬がリタイアし、老犬となった際も、終生安心して生活できる老犬ホームの提供ないしは、老犬の引取りボランティアの確保を推進することが急務といえる。

結びにあたって、本研究の遂行にあたって、多忙な業務の合間を縫って、多大なるご理解とご協力を頂いた大勢の盲導犬協会職員はじめ盲導犬ユーザーの方たちに対して、深い謝意を表したい。本研究が、少しでも視覚障害者の自立生活と社会参加の促進に寄与すると同時に、今後の盲導犬の普及と育成の促進に向けての一里塚となれば望外の喜びである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

横山 穰(YOKOYAMA Yuzuru)

北星学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号: 20224706

(あ2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: